

区内保育施設 施設長様

子ども家庭部保育課長

台風・降雪時等における保育施設の臨時休園の対応方針について【令和 6 年度版】

1 策定の目的

近年、集中豪雨や台風等による被害が相次いで発生しており、また、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化している。また、台風や大雪時には交通機関の混乱を回避するため、鉄道各社において計画運休を実施するようになっている。このような自然災害に対する保育施設の対応について、子どもや保護者、保育士の安全を図り、万一災害が発生した時の被害規模の軽減、早期の回復を図るため臨時休園の対応方針を策定する。

2 保育施設の臨時休園の判断基準

台風・降雪時等(以下、「台風等」という。)による施設の休園の判断は、以下を基本とするが、気象状況の変化等に応じて判断する。

状態	開園前の場合	開園中の場合
杉並区が別表に定める避難情報を発令した場合又は気象庁等が23区西部に「大雨特別警報」の防災気象情報を発表した場合	朝6時*の時点で、杉並区が別表に定める避難情報を発令した場合又は気象庁等が23区西部に「大雨特別警報」の防災気象情報を発表した場合は、臨時休園とする。 その後、開園までに発令・発表があった場合は、その時点で臨時休園とする。	杉並区が別表に定める避難情報を発令した場合又は気象庁等が23区西部に「大雨特別警報」の防災気象情報を発表した時点で、保護者に児童のお迎えを連絡し、児童が降園した時点で臨時休園とする。ただし、保護者が迎えに来ることが困難な場合は、児童を園内で保護する。
JR中央線(東京～高尾)が全線で計画運休を実施すると発表した場合(降雪時においても同じ)	朝6時*の時点で、JR中央線全線で計画運休を実施すると発表した場合は、臨時休園とする。 その後、開園までに発表があった場合は、その時点で臨時休園とする。	JR中央線全線で計画運休を実施すると発表した時点で保護者に児童のお迎えを連絡し、児童が降園した時点で臨時休園とする。ただし、保護者が迎えに来ることが困難な場合は、児童を園内で保護する。

* 朝6時以前に警報等が発せられた場合でも、気象状況が変化することを踏まえ、朝6時の時点で判断する。

<別表>杉並区で発令する避難情報

警戒レベル	レベル3	レベル4	レベル5
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保

*杉並区が発令する上記の避難情報は、「区公式ホームページ」「杉並区(地震・水防情報等)ツイッター」「防災・防犯情報メール配信サービス」等で確認する。

3 臨時休園に当たっての手順及び注意事項

- (1) 天気予報等で台風等が報道された場合は、臨時休園になる可能性について「すぐメール」を利用して区保育課から保護者に予告する。
- (2) 臨時休園の連絡は、「すぐメール」を利用して、区保育課から速やかに保護者・施設に伝える。ただし、土・日曜、祝日は連絡の遅れ等の可能性あり。また、「すぐメール」を登録していない保護者へは、各施設から連絡

をする。そのため、「すぐメール」以外の方法で保護者と連絡が取れる方法を準備しておく。

- (3) 各保育施設の状況について、直接各施設から保護者に連絡することも可能とする。
- (4) 警報発令等がない場合でも、施設や周辺の状況等から施設長が危険と判断した時は臨時休園とすることができる。その際は、保護者に対して、丁寧に説明をするとともに、後日、保育課に報告をする。
- (5) 臨時休園中に警報等が解除された場合でも、その日は、終日臨時休園を継続する。
- (6) 状況判断を的確に行うこと
局地的な豪雨が起きている時、別の場所にいる保護者はそれをまったく知らない可能性もある。このため、「現在、園の周辺は豪雨により浸水の危険があります。」又は「浸水が起きています。」「子どもたちは建物内の安全な場所にいます。」など現在の状況をお知らせすることも必要である。
- (7) 臨時休園に伴う保護者の損失は補償しない
登降園中の怪我や仕事を休んだ時の損失、ベビーシッターなどを利用した場合の補償等を行わない。
- (8) 職員のサービスの取扱いについては、各事業者の判断による。ただし、臨時休園に伴う運営費等の減額は行わない。

4 保育施設再開の判断基準

施設再開の判断は、以下を基本とし、状況に応じて判断する。

状態	再開の基準
杉並区が別表に定める避難情報を発令した場合又は気象庁等が23区西部に「大雨特別警報」の防災気象情報を発表したことにより臨時休園となった場合	朝6時の時点で、杉並区が別表に定める避難情報を解除した場合かつ気象庁等が23区西部に発表していた「大雨特別警報」の防災気象情報が解除された場合は再開する。 朝6時の時点で、これらのいずれかが継続している場合は、その日は終日臨時休園を継続する。
JR中央線(東京～高尾)が全線で計画運休を実施したことにより臨時休園となった場合(降雪時においても同じ)	朝6時の時点で、JR中央線の計画運休が解除となった場合は、再開する。ただし、朝の通勤時間帯に交通麻痺が生じ、保育士の確保が困難な場合は、施設長の判断で開園時刻を変更することができる。 朝6時の時点で、計画運休が継続している場合は、その日は終日臨時休園を継続する。

<別表>杉並区で発令する避難情報

警戒レベル	レベル3	レベル4	レベル5
避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保

5 保育施設再開に当たっての手順及び注意事項

- (1) 保育施設再開に当たっての基準は、臨時休園を連絡した際に保護者にお知らせする。
- (2) 保育施設再開の連絡は、「すぐメール」を利用して、区保育課から速やかに保護者・施設に伝える。ただし、土・日曜、祝日は連絡の遅れ等の可能性あり。また、「すぐメール」を登録していない保護者へは、各施設から連絡をする。
- (3) 保育施設の再開に当たっては、施設の被害状況を確認した上で受入れを行う。
- (4) 施設に被害等があり、安全に保育が出来ないと判断した場合は、施設長の判断で臨時休園期間や開園の時刻を変更することができる。この場合は、「すぐメール」等を利用して、各保育施設から速やかに保護者に連絡する。
- (5) 臨時休園や開園の時刻を変更した場合は、後日、保育課に報告する。